



みずの通信

税理士・社会保険労務士・中小企業診断士

水野会計事務所

500-8288 岐阜市中鶉 3-70-7

TEL058-273-2484 FAX058-273-2416

2018.8

事業継承税制

事業承継税制は、非上場株式の贈与または相続の際の贈与税、相続税の納税猶予制度です。

その納税猶予の適用を受けた後の納税猶予がそのまま受けられる要件が大幅に緩和され、大変適用を受けやすくなったというニュースは、聞かれた方も多いかと思います。

確かに要件は大幅に緩和されましたが、意外と入り口は狭き門と感じます。

複数の者からの贈与が可能となったと聞いていたので、この狭き門が広がったかもしれないと期待しましたが、ここは改正がありませんでした。



贈与税の納税猶予についてお話しします。

この納税猶予制度を受けようとする、まず、次の要件を満たさなければなりません。

- 1 贈与する側の人が前代表者であること。
- 2 1に該当する人が、後継者を除いて、筆頭株主であること。
つまり、例えば、配偶者や親の方が持ち株が多い場合は、該当しません。
- 3 2に該当する人の贈与すべき株式は次の株式数とする。

後継者と2に該当する人の合計した持株数が、発行済株式数の3分の2以上の場合は、贈与後、後継者の持株数が3分の2以上になるまでの株式数。

後継者と2に該当する人の合計した持株数が、発行済株式数の3分の2以下の場合は、全ての株式数

事例1 10,000株を発行している会社で、前社長の持株数が6,000株、後継者の持株数が1,000株の場合、2人で3分の2以上取得していますので、後継者の贈与後の持株数が3分の2以上、つまり6,667株以上にならなければいけませんので、6,667株 - 1,000株 = 5,667株の贈与を受けなければなりません。つまり、前代表者の持ち株数は6,000株 - 5,667株 = 333株になります。

事例2 10,000株を発行している会社で、前社長の持株数が4,000株、前社長の奥さんの持株数が2,000株、後継者の持株数が1,000株の場合、2人での持株数は3分の2未満ですので、前社長の持株4,000株、全部を贈与しなければなりません。前社長の持株数は0株になります。

当事務所の関与先は、事例2に該当する会社が多く、つまり、事業承継税制の適用を受けようすると、前代表者は全株式を手放さなければなりません。これを「よし」とするかがポイントです。

改正により、「特例の特例」の適用により、複数の人からの贈与もOKとなりましたが、まずはこの第一関門を超えた後の適用ですので、この要件は変わらないようです。

さて、事業承継税制は、贈与の場合はその贈与税を死亡時まで納税猶予し、死亡の際免除となりますが、納税猶予を受けた株式は相続税の計算の際、相続財産に加算することとなっています。そして、

その加算する価格は贈与時の価格とされています。この辺りは、相続時精算課税とよく似ています。

相続時精算課税はこの制度を選択した年分から死亡するまでの贈与を全て加算し、累計2,500万円を超えたら超えた分について20%の贈与税を納税するものです。そして、相続の際、相続時精算課税制度を選択した財産を全て相続財産に加算し、相続税の計算をし、それまでに納税した贈与税を控除するものです。

どこが違うかといえば、相続時精算課税制度は、株式以外の財産もすべて含めて累計2,500万円以上を超えたら、20%の贈与税を支払わなければなりません。事業承継税制はそれがないということだけです。相続時に計算される相続税の額には変わりはありません。

また、私としては、納税猶予の要件が万が一外れてしまった場合のリスクを恐れて、事業承継税制と相続時精算課税制度の併用を前提に考えています。

なお、資産管理会社は事業承継税制の適用はありません。よって、持株会社、不動産管理会社はありません。

相続税の納税猶予制度については、実際に相続があった場合に適用するかどうかを考えればよいです。一般的に納税猶予額は、思ったより多くなりません。いざ試算すると、このくらいの金額なら支払ってしまうという人も多いのではないかと思います。



「お金2.0」佐藤航陽著。

ベンチャー企業の若きリーダーの経済分析の本です。鋭い洞察力にまずは敬意を表します。ただ、この本に書かれている未来像は、単純で楽観的すぎると感じます。多分、書いている本人もそう思っているのではないかとも思います。なぜなら、前半の彼の分析からしても、このような薔薇色のような未来像は描けないからです。きっと、この本の目的が、「さあ若者よ、来るべき未来に向けて、共に素晴らしい世界を創っていこう。」とのメッセージの発信だからだと思います。

しかしながら、だからといって、この本の価値が何ら下がるものではありません。

自然科学の発展に対して、経済学はちっとも進歩しないと感じています。未だに経済政策は、私が学生時代に習ったケインズ経済学ですし、テレビのコメンテーターもそのケインズ経済学の入門の入門をしたり顔で喋るだけです。自分の実感とのズレを明確に指摘してくれるものはないのか、と思う私にとって、この本は、なかなかのものです。切り口は鋭いです。

ホリエモンが、一時期、その役目をしていましたが、彼はエリート集団の上から目線の毒舌ですし、本質は突いていても、斜めから見た話し方でした。

この本の著者は、家庭が貧しいが故に、世の不公平を正すために、なんとか頑張って2年で司法試験に合格して弁護士になろうと考えていましたが、司法改革制度により大学院まで行かないと弁護士になれないと知って、「お金」がない故に、弁護士の道を諦め、違う道で不平等な世界を改革していこうとした人です。目線は真正面ですし、謙虚に直感だけに頼らない分析をしています。

きっと、頭がメチャクチャ良くて、日々の経済活動の中でも、いつも「なぜ」「なぜ」を繰り返している人なんだと思います。

一読の価値ありと思います。文章は平易です。

雨の日は雨を愛さう / 風の日には風を好まう
晴れた日は散歩をしよう / 貧しくば心に富まう



(堀口大学「自らに」)